

お知らせ

平成 29 年 8 月 11 日より 8 月 15 日まで夏季休暇とさせていただきます。
期間中はご迷惑をお掛け致しますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

2017

7月号

vol.43

NEWS LETTER

今年も半年が過ぎました。学生の頃は待ち焦がれていた夏休みの到来に心をざわつかせたものですが、年を取ると待ってもいないお盆休みがまたやって来るという感じですね。

最近、あるセミナーを受講していきまして、自社の創業から現在まで年度ごとの売上高、利益そして社内及び社外（社会）で起きたトピックを書き出して作表するという宿題が出ました。

私は 2004 年の 7 月 1 日に開業したのですが、13 年分を書き出していくと一人で始めた当初を思い出しくもありましたが、逆に今後（将来）のことも数字が見えるような気がして不思議な体験をしました。

皆様も、されたことのない方は一度お試しください。

岡村 景明

- * 将軍の日を開催しました
- * イベント・研修情報
- * 個人の市民税

6月12日神戸にて 将軍の日を開催いたしました

将軍の日とは岡村税理士事務所のグループ会社、(株)ミライズによる中期経営計画書立案セミナーです。
セミナー模様を少しご紹介させていただきます。

経営理念の見直しから今後の経営の方針、
方向性を定め、目標数値を設定し、
先5年間の数値計画・行動計画を考える

会社の優先課題、リスクをじっくり考え、
取り組むべき問題点を明確にし立案した
目標に沿って舵取りをしていただく事で
安定した成長を実現する

セミナー風景

講師：岡村景明



サポート：松尾圭司

今回の参加者様は

株式会社パワーブランディング様
和幸グリーン株式会社様 (五十音順)

サポート：直江美佳



過去参加者様のご感想

- A 社様 5年後へのやるべき事が明確になり、リスクを減らせたと思います。
- B 社様 目標設定を数字を見ながら設定出来たので、リアルな目標となった。
又、当社において、今、何が不足しているかもわかり勉強になりました。
- C 社様 毎年経営計画セミナーに参加していますが、1年間経営を行うために、
かかせないセミナーです
- D 社様 自社状況が良くも悪くも理解できた一日でした。
数字に弱い部分(私)を改善できるよう鋭意努力していきます

ホームページでも参加者様のご感想等を掲載しております。是非、ご覧ください。
(株)ミライズホームページ URL：<http://www.plusa-tax.com/>

～ イベント・研修情報 ～

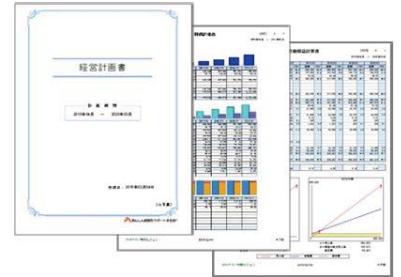
将軍の日 (中期経営計画書立案セミナー)

勝敗は、戦う前にすでに決まっている (孫子)

将軍の日とは、戦国時代の将軍が戦場から離れた陣営から戦局を見極めながら戦略を立てていたように、経営者も日常業務から離れて、自社を取り巻く経営環境を見つめ直し、会社としての今後の戦略を考える 1日を過ごして頂く、中期経営計画立案セミナーです。

こんな方に体験していただきたい！！

1. 先行き不透明感の中で経営見通しを立てたい！
2. 今後の事業計画に伴うキャッシュ・フロー等を確認したい！
3. 従業員に会社のビジョンを示したい！
4. 現状のマンネリ経営から脱却したい！



場所：神戸市産業振興センター
時間：10：00～17：00 途中休憩あり

日程：共同開催 (推奨)

8月9日 (水)
10月11日 (水)

単独開催

7月随時
11月随時

MG 研修 (マネジメントゲーム研修)

「どうすれば利益が残るか」をゲームで理解する

マネジメントゲームは、40年前にソニーが開発した経営者育成研修です。現在までに大手企業を中心に4,000社、80万人が受講しており、海外にも展開されています。

モノポリーのようなボードを使ったゲームをすることで、実際の経営を体験し、擬似的に様々な企業経営経験を積めます。「体験」することで、「自ら気づく」こと、そして「課題を認識」することができます。

こんな方に体験していただきたい！！

1. 決算書の仕組みを理解したい！
2. 意思決定能力を培いたい！
3. 社員と数値に基づいた経営判断ができるようになりたい！



場所：神戸産業振興センター
時間：9：00～17：00 途中休憩あり

日時：8月19日 (土) 9月9日 (土)
10月14日 (土) 11月18日 (土)

お問い合わせ・お申込み

各イベント・研修が少しでも気になった方は、是非！お気軽に岡村税理士事務所までご連絡ください！！

岡村税理士事務所 電話番号：078-862-3186

岡村税理士事務所／株式会社ミライズ

JR 神戸線 六甲道駅下車徒歩1分



個人の市民税

出典：神戸市ホームページ

個人の市民税・県民税は、所得の額にかかわらず一定の額がかかる均等割と、前年の所得に応じてかかる所得割でできています。

個人の県民税は県税ですが、課税のしくみが個人の市民税と同じですので、神戸市で手続きをまとめて行い、兵庫県へ払い込んでいます。

個人の市民税と個人の県民税とをあわせて、個人住民税と呼ぶこともあります。

● 個人の市民税・県民税を納める人（納税義務者）

毎年1月1日(賦課期日)現在に次の表にあてはまる人

	均等割	所得割
市内に住所のある人	○	○
区内に事務所、事業所又は家屋敷をもっている人で、その区内に住所のない人	○	

※ 1月2日以降に他の市町村へ引越された場合でも、1月1日に神戸市にお住まいでしたら、神戸市に納めることになります。

● 個人の市民税・県民税がかからない人

均等割・所得割どちらもかからない(非課税)

- ① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- ② 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫で、前年の合計所得金額が125万円以下の人
- ③ 前年の合計所得金額が次の算定で求めた額以下の人
35万円×(控除対象配偶者+扶養親族数+1)+21万円
(21万円は控除対象配偶者又は扶養親族のある人に対してのみ加算されます。)

所得割だけがかからない(均等割のみ課税)

- ④ 前年の総所得金額等が次の算式で求めた額以下の人
35万円×(控除対象配偶者+扶養親族数+1)+32万円
(32万円は控除対象配偶者又は扶養親族のある人に対してのみ加算されます。)

こんな時は岡村税理士事務所へご連絡下さい

- ・新しく入社した従業員の給与から住民税を控除したい場合
- ・退社した従業員の住民税を個人での納付に変更する場合

お手続き代行請負料金：**無料**（顧問先様のみ）

